

平成25年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年12月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月20日 午前10時00分		
	閉 会	12月20日 午前10時46分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

平成25年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

平成25年12月20日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第44号	今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について	討論・採決
2	議案第45号	今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第46号	今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の制定について	討論・採決
4	議案第47号	今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例の制定について	討論・採決
5	議案第48号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
6	議案第49号	今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	討論・採決
7	議案第50号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	討論・採決
8	議案第51号	今帰仁村水道事業特別会計条例を廃止する条例について	討論・採決
9	議案第52号	土地の取得について	討論・採決
10	議案第53号	今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について	討論・採決
11	議案第54号	平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	討論・採決
12	議案第55号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について	討論・採決
13	議案第56号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について	討論・採決
14	議案第57号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について	討論・採決
15	議案第58号	工事請負契約について	討論・採決
16	議案第59号	工事請負契約について	討論・採決
17	議案第60号	工事請負契約について	討論・採決
18	陳情第19号	道州制導入に反対する意見書について（依頼）	報告・質疑 討論・採決
19	陳情第20号	平成26年度福祉施策及び予算の充実について（要請）	報告・質疑 討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
20 21	意見書第9号	道州制導入に断固反対する意見書 閉会中の継続審査申出書（経済建設委員会）	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「議案第44号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第44号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第44号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2.「議案第45号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第45号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第45号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3.「議案第46号 今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第46号 今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第46号 今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第47号 今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第47号 今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第47号 今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第48号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第48号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第48号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第49号 今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第49号 今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第49号 今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7.「議案第50号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第50号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第50号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8.「議案第51号 今帰仁村水道事業特別会計条例を廃止する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第51号 今帰仁村水道事業特別会計条例を廃止する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第51号 今帰仁村水道事業特別会計条例を廃止する条例について」は、原案のと

おり可決されました。

日程第9.「議案第52号 土地の取得について」を議題といたします。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第52号 土地の取得について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第52号 土地の取得について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10.「議案第53号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番。

○ 2番 石川清友君 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について、討論を行います。

本件について、弁護士の意見を聞きましたら、次のように言われました。この弁護士は当然、今回の相手のベストマッシュ今帰仁の代理人や当局の相談弁護士事務所、与世田弁護士事務所と関係のない第三者の弁護士であります。まず訴訟になれば、人件費については検収内容が明確にできなければ減額できる可能性があるが、減額できる金額よりも裁判費用のほうが金額は上回るだろう。それと、もし裁判になれば、ベストマッシュ今帰仁は逸失利益、すなわち得ばかりし利益。つまり、本来、得られるべきであるにもかかわらず、解約によって得られなかった利益を請求してくる可能性がある。よって、裁判になれば現在の319万7,135円より多額の出費を余儀なくされる可能性があり、前回は解明すべき点があるということで白票でしたが、今回は、裁判になれば319万7,135円以上の出費になる可能性があり、裁判を避けるべきと判断し賛成としますが、村長は昨日、今回の件について陳謝がありました。その中で「今回の第2茸生産施設に係る現賃貸借契約の締結から、当該契約の合意解約及び覚書の締結に当たっての一連の手續に関し、ご指摘いただいたことを真摯に受けとめるとともに、改めてみずからの反省の上に立ち、今後はこのようなことを繰り返さないよう、細心の注意を払い適切な職務の遂行の徹底に努めてまいる所存であります」と約束されました。今回の相手、ベストマッシュ今帰仁の役員といまだ運営が改善されていない第1施設の運営をしている今帰仁きのこの役員が同一です。今後、第1施設の監視体制の強化を強く要望し、討論にかえます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これより「議案第53号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について」を採決いたします。

この採決については、東恩納寛政議員ほか2名から無記名投票にされたいとの要求がございますので、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。(休憩時刻 午前10時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。(再開時刻 午前10時11分)

ただいまの出席議員は10名です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に玉城克義議員と山内 聡議員を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(な し)

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

「異常なし」と認めます。

ただいまより投票を行います。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長。

○ 事務局長 小那覇安哲君 1番與儀常次議員、2番石川清友議員、3番内間利三議員、5番與那嶺篤哉議員、6番座間味 薫議員、7番山内 聡議員、8番與那嶺好和議員、9番山城 太議員、10番玉城克義議員、11番東恩納寛政議員。

(投票)

○ 議長 久田浩也君 投票漏れはありますか。

(な し)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

玉城克義議員及び山内 聡議員、開票立会人をお願いいたします。

(開 票)

開票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛 成 6票

反 対 4票 (うち、白票2票です。)

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、「議案第53号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について」は、原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時21分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時32分)

日程第11.「議案第54号 平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第54号 平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第54号 平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12.「議案第55号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第55号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第55号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13.「議案第56号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第56号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第56号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14.「議案第57号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第57号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第57号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15.「議案第58号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第58号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第58号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16.「議案第59号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第59号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第59号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17.「議案第60号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第60号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第60号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18.「陳情第19号 道州制導入に反対する意見書について(依頼)」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成25年12月20日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳情審査報告書

本委員会は、12月12日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第19号	道州制導入に反対する意見書について（依頼）	採択すべきもの	町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性ある地域づくりを進めてきた。それにもかかわらず効率性や経済性を優先し、伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、到底地方自治と呼べるものではない。よって、道州制の導入に反対する。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第19号 道州制導入に反対する意見書について（依頼）」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第19号 道州制導入に反対する意見書について（依頼）」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第19、「陳情第20号 平成26年度福祉施策及び予算の充実について（要請）」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成25年12月20日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、12月12日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第20号	平成26年度福祉施策及び予算の充実について（要請）	採 択 す べ き も の	地域福祉を巡っては、社会的孤立や生活困窮、権利侵害等の今日的な福祉課題に対して、従来の対象・分野別の制度・サービスだけでは解決しにくく、福祉・生活課題が浮き彫りになってきている。これらの福祉課題への対応にあたっては、基礎自治体である市町村において、地域の実情に応じた地域福祉施策を進めることが肝要であり、その社会福祉協議会活動の強化を図るための予算の確保が必要である。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第20号 平成26年度福祉施策及び予算の充実について（要請）」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第20号 平成26年度福祉施策及び予算の充実について（要請）」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第20. 「意見書第9号 道州制導入に断固反対する意見書」を議題といたします。

本件について、委員長の説明を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第9号

平成25年12月20日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫

道州制導入に断固反対する意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

道州制導入に断固反対する意見書

我々本村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、

自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々今帰仁村議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理） 内閣官房長官
総務大臣 内閣府特命担当大臣（地方分権改革） 道州制担当

○ 議長 久田浩也君 「意見書第9号 道州制導入に断固反対する意見書」は会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第9号 道州制導入に断固反対する意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第9号 道州制導入に断固反対する意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第21、「閉会中の継続審査申出書」の件を議題といたします。

経済建設委員長から、目下、委員会において、継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。

お諮りします。

経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成25年第4回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前10時46分）

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 山 内 聰

署名議員 與那嶺 好 和